幼児教育・保育の無償化

【公立・私立保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育在園者】

○ 無償化対象となる費用

・３歳から５歳（小学校就学前）までの子どもの保育料

・０歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料

○ 無償化の対象とならない費用

・長時間保育使用料

・主食費（ごはん、パン）※

・副食費（おかず、おやつ、お茶代）※

・保護者会費等、園ごとに徴収している費用

※主食費及び副食費は、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもは無料となります。

○ 手続き

・<u>無償化のための手続きは必要ありません。</u>

○ その他

・３歳から５歳までの子どもの<u>副食費</u>については、以下のとおり減免制度があります。対象者には、岡谷市から該当する世帯にお知らせを送付します。

（１）100%減免（限度額4,500円）

①年収360万円未満相当（同一世帯員の住民税所得割額の合計が77,101円未満）の世帯の全ての子ども・・・【国制度】

②①以外の世帯で、同一世帯の第3子以降の子ども・・・【市制度】

（２）50%減免（限度額2,250円）

（１）①以外の世帯で、同一世帯の第2子の子ども・・・【市制度】

お問合せ：岡谷市役所健康福祉部子ども課保育担当

TEL：０２６６－２３－４８１１（内線１２６１、１２６２）

FAX：０２６６－２４－２７５５